

白山市立湊小学校 いじめ防止基本方針



白山市立湊小学校

令和8年4月

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定するものである。

本基本方針策定後も、全国的にいじめが主たる原因で自ら児童が命を絶つという悲痛な事例も相次ぎ、いじめ撲滅に向けよりいっそうの配慮と努力が必要と判断したため、このたび本基本方針を改定することとした。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

【留意事項】

- 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。確認する際に、行為の起ったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条学校いじめ対策組織を活用して行う。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。どんな事案であれ、教員がいじめの情報を抱え込んで、対策組織に報告しないことは、いじめ防止対策推進法違反になり得る。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- 明確にいじめと認められない場合でも、少しでもいじめの疑いがある場合には、緊急性を持って組織的対応にあたるとともに、家庭との連携を密にして児童の安全確保に努めるものとする。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ごみや小さなものを投げられたりする
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの理解

いじめは、どの子供にもどの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、「聴衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(2) いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。いじめの疑いがある場合も「いじめ」同様の対応を迅速に行う。

(4) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(5) 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（児童相談所、白山警察署、医師、臨床心理士等）との適切な連携が必要であり、平素から、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

(7) いじめの解消

いじめが解消したと判断するには、以下の2点を満たさなければならない。

- ア いじめ行為が止んでから少なくとも3か月が経過していること。
- イ 被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。
(本人や保護者の面談を行う)

2 いじめの防止等のために実施する施策

校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教委とも適切に連携の上、実情に応じた対策を推進する。

(1) 実施する施策

- 道徳教育及び体験活動等の充実
児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 児童の主体的な取組の推進
児童が学級活動や児童会活動等の特別活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う積極的生徒指導の充実を図る。
- 児童及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進
児童及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動の充実を図る。
- 毎月のいじめアンケートの実施
いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を実施する。また、アンケート調査、個人面談の取組状況を把握しておく。
- 相談体制の整備
児童・保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、関係機関との連携等、体制整備を図る。
- いじめの防止のための対策に関する教職員研修の充実
全ての教職員の共通理解を図るため、毎年、いじめの問題に関する校内研修を実施する。
- ネットいじめ等の防止と啓発活動の実施
児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえてインターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。
- いじめ問題対策チームの常設といじめ対応アドバイザーの協力体制の整備
いじめ問題対策チームを常設し、いじめを見逃さない学校づくり、教職員の対応力向上に努め、いじめ対応アドバイザーとの協力体制を整備する。
- 心の育成
小規模校の特性を生かし、縦割り活動や異学年交流を充実させ、相手を思いやることや協力することを通して、自信と意欲を育てる。また、信頼できる人間関係（信頼できる教職員、仲の良い友達）を構築し、子供の心を満たすことができるようにする。

(2) 「いじめ問題対策チーム」の設置

いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、いじめ対策についての総括的組織として「いじめ問題対策チーム」を設置する。いじめ問題対策チームは、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・いじめ対応アドバイザー（警察 OB や退職校長等）により構成される。

○ 構成員

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、対象児童学級担任、外部人材として、いじめ対応アドバイザーやスクールカウンセラー、育友会会長で構成する。

○ 機能・役割

- ア いじめを見逃さない学校づくりの推進
- イ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
- ウ 「基本方針」の策定並びに教職員及び児童・保護者、地域に対する周知
- エ 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進
- オ スクールカウンセラー等関係機関と連携したいじめ問題への対応
- カ いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示
- キ 基本方針の策定から3年を目途に見直しを検討する

(3) 重大事態への対処

○ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、もしくは児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、市教委へ、事態発生について報告する。

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したとして、報告・調査等に当たる。

○ 学校による調査

いじめ防止対策推進法第 28 条に定める重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに、学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適切に実施する。

○ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査を実施する。

調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などが考えられる。

○ 調査結果の報告

ア 調査結果を市教委に報告する。

イ 学校が調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

ウ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すためにスクールカウンセラーによるカウンセリング活動を実施する。

| (4)年間指導計画 | | いじめ防止等に関する取り組み | | | | | | | |
|-----------|------------------------------|--------------------------|------------------------------|----------------------|--------------------------|------------------------------|--------------------|-------------------------------------|--------------------|
| 月 | 学校行事等 | ①授業改善に関わる取り組み | ②道徳教育や人権教育等の充実 | ③自己有用感や自己肯定感を育む取組 | ④児童会の取組 | ⑤情報モラル教育の充実 | ⑥アンケートや教育相談 | ⑦校内研修の実施 | ⑧家庭や地域との連携 |
| 4 | 始業式・入学式 授業参観・懇談会 PTA総会 | 重点の確認 1学期取組共通理解 | | 前期たてわり班発足 | 1年生をむかえる会 | | 友だちアンケート | 生徒指導研修 児童理解の会 | 学校いじめ防止基本 方針の周知 |
| 5 | | | | | 青少年赤十字登録式 JRC清掃活動 | | 友だちアンケート | 児童理解の会 | |
| 6 | 授業参観 | | | たてわり読み聞かせ | | 情報モラルに関わる 授業 | 友だちアンケート 教育相談週間 | 第1回いじめ対応PTA イザミー会議 児童理解の会 | |
| 7 | 5・6年合宿 終業式 | | 平和週間 | | 運動会スローガン作成 | 情報モラルに関わる 授業 | 友だちアンケート | 児童理解の会 | 保護者懇談 |
| 8 | | 1学期取組ふり返り 2学期取組共通理解 | 平和集会 | | | | 友だちアンケート | 前期学校評価「いじめ対 策」の検証と振り返り 児童理解の会 | |
| 9 | 始業式 運動会 | | | 運動会の充実・活動の ふりかえり | 前期ふりかえり | | 友だちアンケート | 児童理解の会 | |
| 10 | | | | 後期たてわり班発足 たてわり遊び | | 非行被害防止講座 | 友だちアンケート | 児童理解の会 | |
| 11 | 学校公開週間 持久走記録会 | | | たてわり読み聞かせ たてわり班活動 | | | 友だちアンケート 教育相談週間 | 児童理解の会 | |
| 12 | 終業式 | 2学期取組ふり返り 3学期取組共通理解 | 人権週間の取組 | | | | 友だちアンケート | 児童理解の会 | 保護者懇談 |
| 1 | 始業式 授業参観・懇談会 | | | | | ホットネット大作戦 | 友だちアンケート | 児童理解の会 | |
| 2 | 6年生を送る会 | | 道徳教育の全体計 画・年間指導計画の 見直し | | | 情報モラル教育の年間 指導計画の見直し | 友だちアンケート | 第2回いじめ対応PTA イザミー会議 | |
| 3 | 卒業式・修了式 | 次年度の重点の確認 | 次年度の重点項目の 確認 | たてわり班活動 | 後期ふりかえり | | 友だちアンケート | 後期学校評価「いじめ対 策」の検証と振り返り | |
| 通年 | | 生徒指導の三機能+1 を生かした授業づくり | 年間指導計画に基づ く道徳の授業 | たてわり清掃 | あいさつ運動 委員会活動 湊っ子集会 | 年間指導計画に基づ く情報モラル教育の 実施 | | | 学校だより 保護者への連絡 |